

前年度保留に対する加点の廃止について

保育園等の利用調整（入園選考）に関して、学識経験者等で構成される子ども・子育て会議にて、朝霞市保育認定利用調整基準表（裏面参照）の内容の見直しを行いました。見直しの結果、次の通りに変更となりますので、ご承知おきください。

《見直し内容》

申請者に対して十分な周知を図るため、次の（１）及び（２）の２段階の時期に分けて前年度保留に対する加点（以下、「保留点」という）がなくなります。

- （１）令和６年度より保留点の対象となる前年度保留を **1歳児クラス以降で保留となった場合に限定**する。（0歳児での保留については、保留点の対象外とする。）
- （２）令和８年度より **全年齢で保留点の制度を廃止**する。

《具体例》

- 令和６年度及び７年度入園申請での保留点対象者は次のとおり

申請クラス	保留点の対象者
0歳児クラス	すべての申請者は前年度保留者 対象外
1歳児クラス	すべての申請者は前年度保留者 対象外
2歳児クラス	1歳児クラスで保留の場合、前年度保留者対象
3歳児クラス	2歳児クラスで保留の場合、前年度保留者対象 1・2歳児クラスの２年度連続で保留の場合、前々年度保留者対象
4歳児クラス	3歳児クラスで保留の場合、前年度保留対象 2・3歳児クラスの２年度連続で保留の場合、前々年度保留者対象 1・2・3歳児クラスの３年度連続で保留の場合、前々々年度保留者対象
5歳児クラス	4歳児クラスで保留の場合、前年度保留者対象 3・4歳児クラスの２年度連続で保留の場合、前々年度保留者対象 2・3・4歳児クラスの３年度連続で保留の場合、前々々年度保留者対象

※辞退者や育休延長目的の指数減算による保留者を除く。

令和６年度 保留点対象者一覧	R3	R4	R5	R6
			対象外	申請クラス0歳児
		対象外		申請クラス1歳児
	対象外		前年度保留対象期間	申請クラス2歳児
	対象外	前々年度保留対象期間	前年度保留対象期間	申請クラス3歳児
	前々々年度保留対象期間	前々年度保留対象期間	前年度保留対象期間	申請クラス4歳児 申請クラス5歳児

- 令和８年度以降の入園申請は **すべての申請者は前年度保留対象外**

《他市の状況（県内 40 市、都内 3 区）》

前年度保留の制度あり 2自治体
前年度保留の制度なし 41自治体

朝霞市保育認定利用調整基準表

A 父母の状況 ※父母各1つのみ加算（最も加算が大きいもの）		父指数	母指数	B 児童の保育状況 ※該当する場合1つのみ加算（最も加算が大きいもの）		指数		
自営中心者・居宅外労働（就学）	1月160時間以上	30	30	同一世帯の親族が保育している（父母共に死亡・離別・行方不明・拘禁）		2		
	1月140時間以上	29	29	知人・友人・別世帯の親族が有償で保育している		2		
	1月128時間以上	28	28	認可外保育施設等に入所しており、月64時間以上利用を常態としている（父及び母が育児休業中以外）		5		
	1月120時間以上	27	27					
	1月112時間以上	26	26	上記内容に該当するが、当該施設が入園希望月以降受入不可		6		
	1月100時間以上	25	25	市内の認可外保育施設等に入所しており、月64時間以上利用を常態としているが、当該施設が認可保育施設に移行する場合における、移行後の当該施設を第1希望とした利用調整申請	第1希望	100		
	1月96時間以上	24	24		第2希望以降			
	1月84時間以上	23	23					
	1月80時間以上	22	22	認可外保育施設等に入所しており、月64時間以上利用を常態としていない		2		
	1月72時間以上	21	21					
1月64時間以上	20	20						
自営協力者・居宅内労働（就学）	1月160時間以上	29	29	認可保育施設を給付を受けて利用している（転所申請）		2		
	1月140時間以上	28	28	上記内容に該当するが、当該施設が入園希望月以降受入不可		3		
	1月128時間以上	27	27	受入れが2歳児クラスまでの認可保育施設（居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の従業員枠を除く）に入所しており、当該施設が連携施設を設定していない又は幼稚園を連携施設として設定している場合における、3歳児クラスの利用調整申請		100		
	1月120時間以上	26	26					
	1月112時間以上	25	25					
	1月100時間以上	24	24	父又は母が保育している（育児休業中の場合）		2		
	1月96時間以上	23	23	父又は母が保育認定事由と並行して保育している		2		
	1月84時間以上	22	22	C 家庭状況 ※該当する場合1つのみ加算（最も加算が大きいもの）		指数		
	1月80時間以上	21	21	父母共に死亡・離別・行方不明・拘禁		18		
	1月72時間以上	20	20	ひとり親家庭		14		
1月64時間以上	19	19	上記内容に該当するが、祖父母と別世帯		15			
求職活動	1月160時間以上	18	18	離婚前提（離婚調停申立書、離婚に関する事を定めた公正証書が必要）		11		
	1月140時間以上	17	17	上記内容に該当するが、祖父母と別世帯		12		
	1月128時間以上	16	16	生活保護世帯		20		
	1月120時間以上	15	15	市長が児童福祉の観点から特に保育が必要と認めた場合		—		
<p>令和6年度より前年度保留者（前々年保留者を含む）の対象となる保留は、1歳児クラス以降で保留となった場合となります。</p> <p>令和5年度に0歳児クラスで62点の指数が付いた方が、保留となり（令和4年度から2年度連続0歳児クラスで保留となっている場合も含む）、同条件で令和6年度1歳児クラスに申請した場合、62点の指数がつくこととなります。</p> <p>令和8年度より前年度保留が廃止されるため基準表から前年度保留者に関する項目が削除されます。</p>		14	14	D 世帯員の状況 ※該当する場合1つのみ減算（最も減算が大きいもの）		指数		
		13	13	65歳以上70歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯		-1		
		12	12	60歳以上65歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯		-2		
		11	11	60歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯		-3		
						E その他調整事項 ※該当するもの全て加算		指数
		9	9	前年度保留者（育休延長目的の指数減算による保留者を除く）			2	
		8	8	前々年度以上（前年度を含む連続した）保留者			4	
		5	5	前々々年度以上（前々年度を含む連続した）保留者			6	
		26	26	保護者が非自発的な理由によって失業している			5	
		30	30	父又は母が単身赴任している			1	
27	27	父又は母が保育士資格を有し、市内認可保育施設又は朝霞市指定家庭保育室で保育従事者として、又は幼稚園教諭資格を有し、市内幼稚園（特定教育・保育施設以外）で幼稚園教諭として、又は放課後児童支援員資格を有し、市内放課後児童クラブで放課後児童支援員として勤務し、又は勤務内定している			1			
25	25	上記に該当する保育士であって、1年以上勤務することを誓約している（転所申請を除く）			22			
30	30	兄弟姉妹が1人だけ、保育所等の利用調整申請をしている又は認可保育施設（事業所内保育事業の従業員枠を除く）を保育認定を受けて利用している			1			
29	29	兄弟姉妹が2人以上、保育所等の利用調整申請をしている又は認可保育施設（事業所内保育事業の従業員枠を除く）を給付を受けて利用している			3			
28	28	兄弟姉妹が異なる認可保育施設を給付を受けて利用している場合において、兄弟姉妹が同じ認可保育施設となるよう希望している転所申請			1			
27	27	申請児童、保護者又は同一世帯の親族が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している			2			
26	26	保護者又は同一世帯の親族が入院している（出産・検査・短期等を除く）			2			
21	21	父母の育児休業取得前に認可保育施設を給付を受けて利用（事業所内保育事業の地域枠以外を除く）して退所をした場合			2			
20	20	育児休業を延長するため、指数の減算を希望している			-100			
居住家屋の災害復旧をしている		30	30					
死亡・離別・行方不明・拘禁		30	30					

(備考) 1. この基準表において「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設・幼稚園（特定教育・保育施設以外）を指します。
 2. この基準表において「認可保育施設」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を指します。
 3. 「保留者」の指数は、指数に対応する年度中に1度でも内定・入所を辞退している場合、対象外となります。
 4. 祖父母の年齢は、入所希望年度の4月1日時点の年齢により判断します。